



平成 19 年 12 月 12 日

各 位

大阪市中央区北浜三丁目 7 番 1 2 号東京建物大阪ビル  
会 社 名 日本 駐 車 場 開 発 株 式 会 社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 巽 一 久  
役 職 氏 名  
(コード番号：2353 東証第一部・JASDAQ)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 周 平  
電 話 番 号 0 3 - 3 2 1 8 - 1 9 0 4

ストック・リタイアメント・トラスト（自己株式退職時付与信託）  
の導入に係る新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定、並びに同年 10 月 25 日開催の定時株主総会において承認された、新株予約権の募集事項の決定の当社取締役会に対する委任に基づき、「ストック・リタイアメント・トラスト」の実施を目的として、特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者を募集することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員を対象に、企業価値向上等の観点から後述の「ストック・リタイアメント・トラスト」を実施することを目的に新株予約権を無償で発行するものであります。

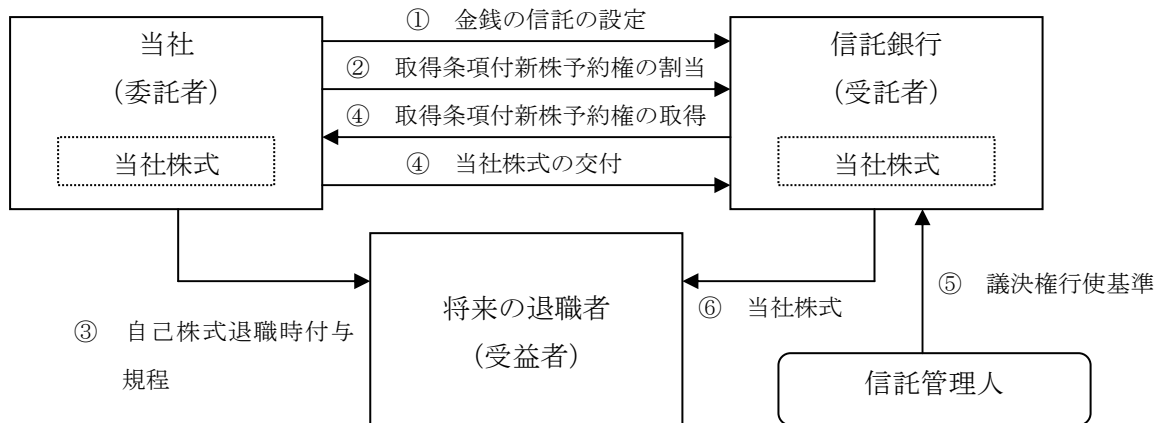
ストック・リタイアメント・トラスト（以下「本制度」といいます。）とは、予め当社が定めた自己株式退職時付与規程に基づき、当社従業員が退職した時点で、当該退職者が当社株式を特別付加的に受給できる仕組みであります。

当社が採用する予定の本制度の特徴は、管理職であるマネージャー以上の職位の在任期間に応じて当社株式を受給できる仕組みにすることにあります。マネージャー以上の当社従業員が、将来退職した時点で、当社株式を受給できるという意味において、退職前であってもいわば潜在的な当社の株主としての立場を有することにより、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。

また、本制度によりマネージャー以上の管理職となることを動機付けることを通じて、マネージャー未満の当社従業員の育成を図りたいと考えております。

## 2. ストック・リタイアメント・トラストの概要

### (1) ストック・リタイアメント・トラストの仕組み



- ① 当社を委託者、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（共同受託者となる日本マスタートラスト信託銀行株式会社とあわせて以下「信託銀行」といいます。）を受託者とし、当社を将来退職する従業員を受益者とする、金銭の信託契約（金銭信託以外の金銭の信託）を締結し、信託を設定します。
- ② 当社は、取締役会決議を経て取得条項付新株予約権（注）を信託の受託者である信託銀行に対して、無償で発行し割り当てます。当該取得条項付新株予約権は、当社が当該取得条項付新株予約権を取得するのと引換えに、当社が保有する当社株式を信託銀行に交付するという内容のものとなります。  
（注）取得条項付新株予約権とは、会社法第 236 条第 1 項第 7 号イに掲げる事項についての定めがある新株予約権をいい、一定の事由が生じることを条件として、当該一定の事由が生じた日に当社がその新株予約権を取得することができるものをいいます。
- ③ 当社は、平成 20 年 4 月 1 日を施行予定日とする、当社従業員に当社株式を付与するための自己株式退職時付与規程（注）を定めます。  
（注）自己株式退職時付与規程に基づくポイントの付与は、施行予定日から 5 年間とし 5 年間を経過した以降の期間に係るポイントの付与は行わないものとします。
- ④ 当社は、取締役会にて取得条項付新株予約権を取得する日を定め、当該日に当該取得条項付新株予約権を取得し、取得するのと引換えに当社株式を信託銀行に交付します。
- ⑤ 信託銀行に交付された当社株式の議決権は、信託管理人が予め定めた議決権行使基準に従い、受益者の利益になるよう信託銀行が行使します。なお、議決権は議決権行使基準に従って行使され、議決権行使に当社の関与が働くことがないよう制度設計されています。  
（注）信託管理人は、株式交付請求における株式数の承認や議決権行使のための議決権行使基準の作成及び受託者への提出等を行います。また、信託管理人は、議決権行使に係る部分は当社とは関係のない第三者に委任いたします。
- ⑥ 平成 20 年 4 月 1 日（予定）以降、当社従業員が退職した場合、自己株式退職時付与規程に基づきその時点で要件を充足した退職者に対して、所定の手続きを経て信託銀行より当社株式が交付されます。

## (2) スtock・リタイアメント・トラストと新株予約権の関係

当社は、本制度を長期間安定的に継続することが企業価値の向上に有効であると考えております。そして、本制度を実効性あらしめるためには、相当年数にわたり当社株式の交付を行えるよう、予め信託銀行が当社株式を保有しておく必要がございます。新株予約権の発行は、当社株式を信託銀行に交付するためのものです。なお、新株予約権の発行を通じて信託銀行に交付する当社株式は、1万2千株（平成19年7月末日現在における発行済株式総数の0.35%に相当）を予定しています。

（注）当社から第三者である信託銀行に当社株式を無償で割り当てることは、法解釈上困難であると判断しており、会社法第236条1項第7号ニに定める取得条項付新株予約権を活用することにより、当社株式を信託銀行に割り当てる方法を選択しております。

## 3. 新株予約権の内容

新株予約権の内容は、以下の通りです。

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、1株とする。ただし、目的株式数は下記(10)により調整される。

### (2) 新株予約権の数の上限

1万2千個とする。

### (3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円（以下「行使価額」という。）とし、これに目的株式数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額とし、資本準備金は増加しない。

### (6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

### (7) 新株予約権の取得事由及び条件

(a) 当社は、本制度の実施のため必要と認めるときは、当社の取締役会決議により定めた日が到来することをもって、新株予約権を取得することができ、取得するのと引換えに、新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対して当社の普通株式を交付することができる。

(b) 上記(a)の新株予約権の取得条件は、当社は新株予約権1個につき、当社の普通株式1株を交付するものとする。但し、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の後、目的株式

- 数が下記(10)により調整された場合には、交付する株式数を下記(10)の規定を準用して調整する。
- (c) 当社は上記(a)に基づく取得に際して、本新株予約権者が一人（共同受託者による保有を含む。）である場合には、当社の取締役会決議により決定する新株予約権の一部を取得することができる。
  - (d) 当社は、当社の定める自己株式退職時付与制度の実施の全部もしくは一部を取り止めたとき、又は変更を行ったときは、当社の取締役会で定めた日において、上記(a)により取得されなかった新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(10) 目的株式数の調整

当社が、新株予約権の割当日の後、当社普通株式につき株式の分割（会社法第185条に規定する当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合には、目的株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日の後、目的株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で目的株式数を調整することができる。

(11) 組織再編の場合の他社の新株予約権の交付

新株予約権の割当日以降に当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（あわせて以下「組織再編」という。）を行う場合には、当該組織再編の効力発生の直前の時点において行使されていない新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併存続会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（あわせて以下「承継会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付する。ただし、以下の条件に沿って承継会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社の普通株式

(b) 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「承継後目的株式数」という。）は、上記(1)記載の目的株式数（目的株式数の調整がなされた場合には調整後目的株式数）に、組織再編の際に当社普通株式1株に対して割り当てられる承継会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、計算の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。ただし、かかる計算により算出される株式の数が1株未満となる場合には、承継後目的株式数は1株とする。また、これらの端数処理については、その後に生じた承継会社の新株予約権の承継後目的株式数の調整事由に基づく承継後目的株式数の調整に当たり、調整前の承継後目的株式数に適切に反映するものとする。

(c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編の効力発生の直前における行使価額に、上記(b)に従って決定される承継後目的株式数を乗じた金額とする。

(d) 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(e) 新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件

組織再編前における行使の条件並びに取得事由及び条件に準じるものとする。

(f) 新株予約権の譲渡制限

承継会社の新株予約権の譲渡による取得については、承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 新株予約権の行使の条件

三菱 UFJ 信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社はいずれも新株予約権を行使することができない（ただし、いずれもその受託者としての地位に基づく権利行使に限る。）。

(13) 新株予約権の割当日

平成 19 年 12 月 25 日

(14) 法令の改正等

新株予約権の割当日の後、法令の制定、改正又は廃止により、新株予約権発行の内容等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該法令の制定、改正又は廃止の趣旨・文言を勘案のうえ、合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上